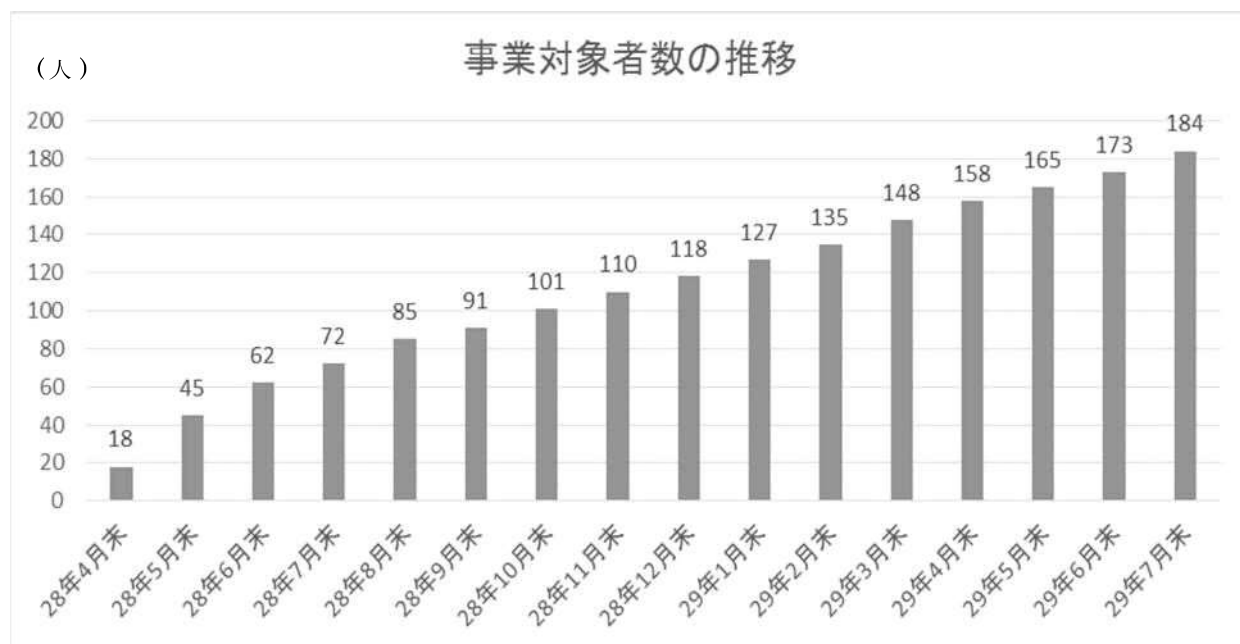


(1) 川崎市総合事業について

川崎市介護予防・日常生活支援総合事業

1. 新たな区分『事業対象者』について

(1) 事業対象者数の推移



(2) 事業対象者に関するよくあるお問い合わせ

問1 総合事業のサービスは「事業対象者」でないと利用ができないのか。

総合事業のサービスは、「要支援1・2」の方と「事業対象者」の方が利用ができるサービスとなりますので、「要支援1・2」の方は「事業対象者」手続きは不要です。

問2 基本チェックリストのいずれかの項目に該当した場合、必ず「事業対象者」になることができるのか。

「事業対象者」は、基本チェックリストの判定該当基準のいずれかに該当し、かつ地域包括支援センターによるアセスメントにおいてサービスの必要性があると判断された方となりますので、基本チェックリストの判定該当基準に該当しただけでは、事業対象者になることはできません。

問 3 認定申請と併せて「事業対象者」の手続きを行うことは可能か。

本市においては、認定申請と同時または認定申請中の方が「事業対象者」の手続きを行うことはできません。

原則、本市においては新規の介護サービス利用希望の相談があった場合、基本チェックリストのみによる本人の状態の判断が困難なため、本人の状態等を適切に踏まえ適切なサービスにつなげるため、本人が「事業対象者」手続きを希望する場合を除き、これまで同様、認定申請の案内を行いますので、認定申請と併せて「事業対象者」の手続きを行うことは不可となります。

また、要支援の方等で認定有効期間の満了を迎える利用者の方についても、「事業対象者」手続きにより、有効期間終了日以降、引き続き総合事業のサービスのみを利用することは可能ですが、この場合も、認定有効期間満了日までに、ケアマネジメントのプロセスにおける本人の希望や本人の状況等から適切なサービスにつなげることに留意し、更新申請を行うか「事業対象者」手続きを行うか、いずれかを選択する必要があります。

問 4 「事業対象者」となるメリットは何でしょうか。

総合事業のサービスのみの利用であれば、認定申請を経ずに「基本チェックリスト」による判定と「介護予防ケアマネジメント依頼届出書」の提出により、当該サービスを利用できることから、簡易かつ迅速にサービス利用が可能となります。

このことから、例えば、新規の介護サービス利用希望の相談があった場合は、当面、状況の変化等により認定申請が必要となるまで、「事業対象者」としてサービスを利用する等の活用も選択肢の一つとなると考えます。

また、認定更新対象の方について、「訪問型サービス」「通所型サービス」の利用のみであれば、認定期間終了日以降、迅速かつ確実にサービス利用につなげるため「事業対象者」手続きを選択することも一つの選択肢となると考えます。

ただし、「事業対象者」が利用できるサービスは、あくまで総合事業の「訪問型サービス」「通所型サービス」のみであること、支給限度額が要支援1相当額であること等、注意点もご留意の上、手続きを進める必要があります。

川崎市介護予防・日常生活支援総合事業Q & A よくある問い合わせ

1. 新たな対象者区分「事業対象者」関係抜粋

2. 通所型サービスについて

(1) 川崎市総合事業通所型サービスの類型

	総合事業<通所型サービス>	
サービス名称	介護予防通所サービス	介護予防短時間通所サービス
種別コード	A6(通所型サービス(独自))	A7(通所型サービス(独自/定率))
人員基準	予防通所介護と同様	・管理者 ・介護職員
対象者	・要支援認定者 ・事業対象者	
サービス内容	予防通所介護と同様のサービスで3時間以上の支援	予防通所介護と同様のサービスで1.5時間以上の支援
報酬	1回あたりの単価	
利用者負担	1割または2割	
請求方法	国保連合会経由	

(2) 介護予防短時間通所サービスの状況

川崎市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に伴い川崎市独自サービスである『介護予防短時間通所サービス(A7)』を創設し平成29年9月時点で6事業所で実施中！

☞ 介護予防短時間通所サービスの指定手続きに係る詳細については、川崎市総合事業専用ナビダイヤル(0570-040-114)までお問い合わせいただくか、川崎市総合事業ホームページをご覧ください。

<URL> <http://www.city.kawasaki.jp/350/page/0000074854.html>

【介護予防短時間通所サービスのリーフレット案】



3. 訪問型サービスについて

(1) 川崎市総合事業訪問型サービスの類型

	総合事業<訪問型サービス>
サービス名称	介護予防訪問サービス
種別コード	A2(訪問型サービス(独自))
訪問介護員の 主な資格要件	・介護福祉士 ・初任者研修修了者 ・生活援助特化型研修(暮らしサポ研修)修了者 など
対象者	・要支援認定者 ・事業対象者
サービス内容	予防訪問介護と同様 (暮らしサポ研修修了者は、身体介護を除く生活援助のみ提供可)
報酬	1週あたりの単価
利用者負担	1割または2割
請求方法	国保連合会経由

(2) かわさき暮らしサポーターの状況

川崎市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に伴い、生活援助特化型の従事者になれる新たな資格『かわさき暮らしサポーター』を設定し、平成29年8月末時点で109名が修了しており、また研修機関についても6法人に増えております。

☞研修機関の指定手続きに係る詳細については、川崎市総合事業専用ナビダイヤル(0570-040-114)までお問い合わせいただくか、川崎市総合事業ホームページをご覧ください。

<URL>

<http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/23-1-11-3-13-11-0-0-0-0.html>

4. 川崎市生活支援等サービスの情報公表について

川崎市では、高齢者ができる限り住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けるための街づくりに取り組んでいます。その一環として、川崎市において企業等のみなさまが現在実施中の高齢者も利用できる「生活支援等サービス」の情報を川崎市が集約し、平成29年6月からインターネットを活用して“見える化”を行い、情報発信しています。



検索方法等は、お手元のリーフレットをご確認ください！

5. 介護予防ケアマネジメント C の実施について

利用者が住み慣れた地域で在宅生活を続けられるよう、目標の達成に向けた取り組みとして民間企業等の保険外のサービス利用を含めたケアマネジメントを実施した場合、そのアセスメント等のプロセスを評価し、総合事業の介護予防ケアマネジメント費（介護予防ケアマネジメントC）として報酬を支払う仕組みを平成29年11月提供分から実施。

(1) 実施方法

ア 対象者 要支援者・事業対象者

イ 名称 インフォーマル加算

ウ 単位数 300単位

エ 対象となる保険外のサービス等（以下、「保険外サービス等」という）

ア）川崎市生活支援サービス等情報公表に掲載されているサービス

イ）川崎市いこい元気広場事業

オ 算定条件

ア）新規に介護予防ケアマネジメントを実施する場合で、保険外サービス等も含めた介護予防サービス支援計画の作成を行っている場合、所定単位数を初回加算に加えて「インフォーマル加算」算定することができる。

（契約の有無に関わらず、介護予防ケアマネジメントの実施が終了して二か月以上経過した後に、介護予防ケアマネジメントを実施する場合を含む）

イ）「要介護者」が「要支援認定」または「事業対象者」の判定を受け、介護予防ケアマネジメントを実施する場合、所定単位数を初回加算に加えて「インフォーマル加算」算定することができる。

ただし、次のいずれかに該当する場合は算定することができない

- ① 初回加算に加えて「介護予防小規模多機能型居宅介護事業所連携加算」を算定する場合
- ② 介護予防福祉用具貸与等、提供月に介護予防給付が含まれる場合の「介護予防支援費」として請求する場合

(2) 介護予防ケアマネジメント実施について

ア 基本的な考え方

介護予防ケアマネジメントは、介護予防の目的である「高齢者が要介護状態になることをできる限り防ぐ」「要支援・要介護状態になってもその悪化をできる限り防ぐ」ために、高齢者自身が地域における自立した日常生活を送れるよう支援するものであり、従来からのケアマネジメントのプロセスに基づくものである。

《ポイント》

インフォーマル加算を算定するために、介護予防サービス・支援計画書の「サービス種別」「事業所」の欄に次の3点を記載してください。

① サービス種別

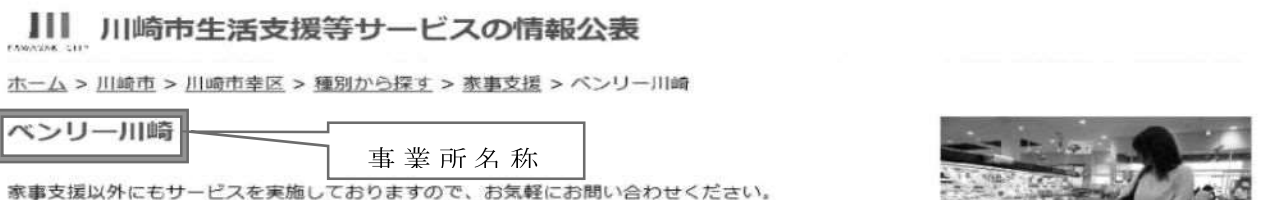
「川崎市生活支援等サービスの情報公表」に掲載のサービスカテゴリを記載してください。

② 事業所

「川崎市生活支援等サービスの情報公表」掲載の企業等の名称及び「K」から始まる掲載管理番号を記載してください。

【介護予防サービス・支援計画書に記載する3点の掲載場所の画面例】

URL: <http://kana.rakuraku.or.jp/rsrsc/141305/index/tag/>



掲載管理番号

KS1703510003 更新日: 2017-03-23

対象者	どなたでもご利用可能。
対象エリア	川崎市全域
対象エリア（備考）	24時間対応可能
サービス内容	買い物代行、洗濯、調理等家事全般

ウ インフォーマル加算を算定する場合の介護予防サービス・支援計画書記載例

【記入例㊦】

「自炊経験が乏しく料理を作れない利用者のため、偏食により体力が低下し外出の機会が減少している。そのため、調理をヘルパーと練習し、調理の習慣化までのつなぎとして配食サービスを利用する。」という目的のもと、介護予防訪問サービスと配食サービスを利用するケース。

支援計画				
本人等のセルフケアや家族の支援、インフォーマルサービス（民間サービス）	介護保険サービス又は地域支援事業（総合事業のサービス）	サービス種別	事業所（利用先）	期間
料理が作れないため、配食サービスを利用し、バランスのいい食事を定期的にとれるようにする。	塩分を控えた献立や調理方法を紹介し一緒に作る。	介護予防訪問サービス	● ● ヘルパー ステーション	平成 29 年 10 月 1 日～平成 30 年 9 月 30 日
		<u>配食サービス</u>	○ ▲ 弁当 KS17050000 39	週 60 分以下

【記入例㊧】

「1人で買い物にいけるようになりたいが、歩行時にふらつきがみられ、転倒の危険がある。そのため、転ばずに移動できるようにするための体づくりを行うとともに、ふらつきがなくなるまで、ヘルパーと同行し買い物に行く。」という目的のもと、介護予防訪問サービスといこい元気広場を利用するケース。

支援計画				
本人等のセルフケアや家族の支援、インフォーマルサービス（民間サービス）	介護保険サービス又は地域支援事業（総合事業のサービス）	サービス種別	事業所（利用先）	期間
転ばずに移動できるようにするため、体づくりの体操を行う。	安全に外出できるまで買い物に同行する。	介護予防訪問サービス	● ● ヘルパー ステーション	平成 29 年 10 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日
		<u>いこい元気広場</u>	○ ▲ いこい 元気広場 KI00050000 01	週 60 分以下

（３）介護予防ケアマネジメントＣ　Ｑ＆Ａ抜粋版

問１ 「川崎市生活支援等サービスの情報公表」（ウェブサイト）には、どのような情報が掲載されているのか。

市内に存在する民間企業等が行っている生活支援等に資するサービスの情報について、法人等からの届出内容にもとづき掲載しています。

なお、この情報は、「自助」を支える取組みのひとつとして、地域に多様に存在するインフォーマルサービスの情報提供を目的とするものであって、市がサービス内容を保証したり、利用を推奨するものではありません。

また、市では掲載規約を定め規約の遵守について書面で同意を求める等、情報の質の担保に努めています。

規約では、掲載できない業種又は業者（第6条第1号～18号）、掲載基準（第7条第1号～9号）、応募手続き（第8条）、応募条件（第10条）、禁止行為と責任（第11条）、免責事項（第18条）等を定め、虚偽やその可能性があるると市が判断した場合等、掲載を不承認あるいは掲載を取り消すことができるものとしています。

問２ インフォーマル加算については、「川崎市生活支援等サービスの情報公表」（ウェブサイト）に掲載しているサービスしか算定できないのか。

貴見のとおりです。

報酬として支払うにあたって、算定したサービスの存在確認の必要があることから、インフォーマル加算を算定する場合においては、「川崎市生活支援等サービスの情報公表」（ウェブサイト）に掲載されているサービスに限定させていただいております。

なお、市内に店舗や事業所が存在し高齢者も利用できる「生活支援等サービス」を現在実施しているサービスであれば、応募は可能となりますので、地域に該当しそうな店舗や事業所がございましたら、ぜひ当ウェブサイトの御紹介をお願いいたします。

問 3 支給限度額管理対象の予防給付の利用がある場合は（介護予防支援費となる場合）、インフォーマル加算の算定できないという理解でよいのか。

貴見のとおりです。

インフォーマル加算については、総合事業におけるケアマネジメントCとして実施する本市独自の介護予防ケアマネジメント費となります。

提供月において、支給限度額管理対象の予防給付（福祉用具や訪問看護等）の利用がある場合で「介護予防支援費」として請求する場合は、インフォーマル加算の算定はできません。

問 4 介護予防サービス支援計画を再度作成する際にインフォーマルサービスを位置付けた場合や、別のインフォーマルサービスを追加した場合もインフォーマル加算の算定は可能か。

新規に介護予防ケアマネジメントを実施した際にインフォーマル加算を算定した以降の、算定要件については、初回加算同様『契約の有無に関わらず、介護予防ケアマネジメントの実施が終了して二か月以上経過した後に、介護予防ケアマネジメントを実施する場合』等となります。

ただし、次のいずれかに該当する場合は算定することはできませんので御注意ください。

- ① 初回加算に加えて「介護予防小規模多機能型居宅介護事業所連携加算」を算定する場合
- ② 介護予防福祉用具貸与等、提供月に介護予防給付が含まれる場合の「介護予防支援費」として請求する場合

問 5 インフォーマル加算を算定する場合、給付管理票はどのように記載するのか。

インフォーマル加算の対象となるサービスは、指定介護事業所（第1号事業）のサービスではないため、給付管理票への記載の必要はありません。

問 6 インフォーマル加算を算定する場合、サービス担当者会議の開催においてインフォーマルサービスを実施する店舗や企業等の担当者も参加してもらう必要があるか。

インフォーマル加算については、地域包括支援センター等において、公的な介護サービス等の提供範囲を超えた日常生活支援等を必要とする利用者の自立に向けた目標の達成のため、民間企業等の保険外のサービス利用を含めたケアマネジメントを実施した場合、そのアセスメント等のプロセスを報酬で評価するものです。

「第 1 号介護予防ケアマネジメント」におけるサービス担当者会議等による専門的意見の聴取について、インフォーマルサービスを実施する企業等の担当者については必ずしも参加を求めるものではありません。

問 7 「川崎市生活支援等サービスの情報公表」に掲載している企業等のみを介護予防サービス・支援計画に位置づけた場合、インフォーマル加算の算定は可能か。

「川崎市生活支援等サービスの情報公表」に掲載している保険外サービス等のみを介護予防サービス・支援計画に位置づけた場合は、インフォーマル加算の算定はできません。

インフォーマル加算は、総合事業における介護予防ケアマネジメントとして実施するもので、総合事業による訪問型または通所型サービスに加え、市内民間企業等の保険外サービス等を含めたマネジメントを実施した場合のプロセスを報酬として評価するものとなります。

6. 川崎市介護予防・日常生活支援総合事業者の手続きについて

平成28年3月31日まで介護予防訪問介護・介護予防通所介護の指定を受けている事業者については、川崎市総合事業サービスの指定を受けたものとみなされております。

引き続き川崎市総合事業サービスを実施する場合、更新手続きが必要となりますが、川崎市においては、指定事業者の事務負担軽減のため事務手続きの緩和を検討しております。詳細は平成29年12月頃に市ホームページでお知らせいたします。

7. 川崎市介護予防・日常生活支援総合事業お問い合わせ先等

- ◆ 川崎市総合事業に関するお問い合わせ先 **0570-040-114**
- ◆ 受付時間 8:30～17:15 月～金曜日（祝日、12/29～1/3を除く）

『川崎市トップページ』⇒『くらし・手続き』⇒『福祉・介護』⇒『高齢者・介護保険』⇒『介護保険制度』⇒『事業者入口』⇒『介護予防・日常生活支援総合事業』

<http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/23-1-11-3-13-0-0-0-0-0.html>



現在位置: [トップページ](#) [くらし・手続き](#) [福祉・介護](#) [高齢者・介護保険](#) [介護保険制度](#) [事業者入口](#)
[介護予防・日常生活支援総合事業](#)

介護予防・日常生活支援総合事業

[業務実施マニュアル・請求事務の手引き](#)

[Q&A](#)

[市民向けリーフレット](#)

[説明会・通知](#)

[サービスコード表・単位数マスタ](#)

[総合事業取り下げ依頼](#)

[事業者指定手続き](#)

[川崎市総合事業事業者リスト](#)

[介護予防訪問サービス\(生活援助特化型\)従事者養成研修](#)

[地域包括支援センター等関係様式](#)

[要綱・要綱の解釈について・指定基準について](#)

[【参考】厚生労働省関連ホームページ](#) [外部リンク](#)

Q&A

Twitterへのリンクは別ウィンドウで開きます  ツイート 2016年12月20日

川崎市介護予防・日常生活支援総合事業Q&A

よくある問い合わせ

-  [0.表紙\(PDF形式, 25.19KB\)](#)
-  [1.新たな対象者区分「事業対象者」関係【平成28年6月20日更新版】\(PDF形式, 72.42KB\)](#)
-  [2.契約書・定款・運営規程関係\(サービス提供事業者\)【平成28年12月20日更新版】\(PDF形式, 44.59KB\)](#)
-  [3.事業者指定手続き関係【平成28年12月20日更新版】\(PDF形式, 50.25KB\)](#)
-  [4.介護予防ケアマネジメント事務関係【28年10月5日更新版】\(PDF形式, 280.34KB\)](#)
-  [5.訪問型サービス関係【平成28年3月30日更新版】\(PDF形式, 91.88KB\)](#)
-  [6.通所型サービス関係【平成28年6月20日更新版】\(PDF形式, 119.92KB\)](#)
-  [7.その他事項【平成28年3月22日更新版】\(PDF形式, 40.84KB\)](#)

FAX質問票

-  [FAX質問票\(DOC形式, 49.50KB\)](#)

質問は必ずFAXでお願いいたします。